

- 材料がかつて別の製品またはその一部であり、かつ、
- その材料が取り出された時点でかつての別製品がもはや当初意図した目的に使用されず、廃棄物とみなされている
- ただし、材料が製造工程の副産物であるときは、リサイクル材とはいえない（例：パーティクルボードまたは優密度ファイバーボード製造に使用された挽き材から出たおがくず又は切れ端）

日本のクリーンウッド法では、対象とする木材について「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」、家具、紙等の物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」としており、違法伐採禁止法と同様にリサイクル材は対象外となっているが、リサイクル材の定義は、「建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引²⁰⁵）」とされており、オーストラリアの違法伐採禁止法の定義と異なっている。

7-6-1-1-5 デューデリジェンス要件

違法伐採禁止法が遵守を求めるデューデリジェンス要件の詳細は、違法伐採禁止規則に定められている。オーストラリア政府は違法伐採禁止規則に記載されているデューデリジェンス要件を事業者にわかりやすい表現で政府ウェブサイトに掲載している。ここでは主に政府ウェブサイトの表現を使用して説明するが、法的文書の要求事項は7-5-4-2章の違法伐採禁止規則の仮訳を参照されたい。また、オーストラリア政府担当者へのインタビュー調査で得られた情報も記載した²⁰⁶。

1) 木材・木材製品輸入者に求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならないが、以下の条件を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第9条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、Eメールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を輸入するリスクを最小限に抑えるための手順書

政府ウェブサイトは、デューデリジェンスシステムは、規制木材製品を輸入するたびに、どのような行動をとるべきかを決定するのに役立つため、理解しやすく、わかりやすいものでなけ

²⁰⁵ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

²⁰⁶ オーストラリア政府へのインタビュー調査の詳細は7-6-1-2-2章

ればならない、としている。デューデリジェンスシステムには、デューデリジェンス要件として、次の4ステップが含まれている必要がある。

ステップ1 情報収集

ステップ2 リスクの特定と評価

ステップ3 リスク低減

ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：ステップ1 情報収集

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、その製品に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第10条)。収集する情報は最低限、下記の通りである。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位 (約180万円) が科せられる。

- 輸入しようとしている製品の種類と商品名。
- 輸入する製品の数量 (数量、重量または個数)。
- 製品が製造された国。
- 木材が伐採された国、地域、伐採ユニット
- 木材の樹種名 (一般名称または学名)
- 仕入先の詳細 (名前、住所、商号、事業者識別番号など)
- 製品購入の際にサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。

情報収集には「合理的に可能な限り」という条件が付いている。何が合理的か (妥当か) についてのオーストラリア政府の見解は次のとおりである (政府ウェブサイト)：

必要な情報の入手可能性、情報収集にかかる時間、費用、難易度、必要な情報を収集するために必要な手順などを考慮する必要があるが、製品に含まれている木材とその木材がどこから来たのかという基本的な質問に答えられなければ、リスクの特定と評価のステップでその製品が低リスクであると結論づけるのは困難となるであろう。

また、インタビューでは、オーストラリア政府担当者は、次のように回答している。「合理的に可能な限り」とは、輸入者がデューデリジェンスに過度のコストや労力をかけずに現実的に収集できる情報を意味すると理解している。私たちは、複雑なサプライチェーンの場合には、輸入者が収集することが困難な情報があると認識しており、このような場合には、必要な情報を探し、入手できない場合には、全体的なリスク評価の一環として、「情報が入手できないことを考慮した」という証拠の提示を求める。例えば、木材がどこから来たのか、樹種か何かがわからない場合には、リスクが低いという結論を出すのは難しいはずである。さらに、輸入者の一般的な能力も考慮に入れている。例えば、サプライチェーンに関する情報へのアクセスの能力が異なるため、大規模な多国籍企業に対しては、小規模な業者に対するよりも、裏付けとなる情報を収集するための努力を期待する可能性が高いということであるが、これは、輸入者が置かれた実際の状況に大きく依存すると考えている。

(3) デューデリジェンス要件：ステップ2 リスクの特定・評価

輸入に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②国別ガイドラインの使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており（違法伐採禁止規則第11条、第12条、第13条）、そのうち1つを選択する。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる（政府ウェブサイト）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、森林管理協議会（FSC）が管理するFSC森林管理認証基準とFSC生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理するPEFC持続可能な森林管理認証基準とPEFC生産・流通・加工過程基準である（違法伐採禁止規則別表2）。輸入する製品がFSCかPEFC認証を受けている場合、この方法を使用することができる（違法伐採禁止規則第11条）。この方法を利用する場合は、以下の2つを行う必要がある（政府ウェブサイト）。

- サプライヤーと輸入する製品が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、その製品が違法な出所から輸入されたものであることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、製品に違法木材が含まれていることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して輸入を進めることができる。よくある間違いは、サプライヤーやサプライチェーンのうちの誰かが認証を受けていれば、その製品が認証を受けているとみなすことである。認証を受けた事業者でも、認証されていない製品を扱うことは可能であり、さらに製品が認証されていると偽っている可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。

FSC/PEFC認証を受けている製品かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²⁰⁷（表7.7）。

表 7.7 FSC/PEFC 認証製品の確認方法

<p>ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する</p>	<p>アクション</p> <p>認証を受けたサプライヤーには、独自のFSCまたはPEFC認証コードまたは、証明書に記載された番号がある。</p> <p>番号は一般的にこの構造に従っている：TT-COC-1234、BMT-PEFC-2334、SGS-COC-12244。</p> <p>このコードまたは番号は、各スキームのウェブサイトで検索することで確認することができる。</p>
---	--

²⁰⁷ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-fsc-pefc-assessment.pdf>

	<p>Forest Stewardship Council (FSC)²⁰⁸ PEFC International²⁰⁹</p> <p>共通の問題点と解決策 番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書へのリンクを電子メールで送ってもらう、または、スキームに連絡して、サプライヤーが提供する証明書コードについて問い合わせる。</p>
ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する	<p>アクション オンラインで証明書の詳細を見つけたら、サプライヤーから提供された詳細と照合する</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーから提供された詳細内容と一致しない場合は、証明書の真正性を確認する必要がある。 サプライヤーが製品は FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、証明書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、CoC (chain of custody) が途切れている可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を入手する必要がある。 CoC が途切れている場合は、別のリスク評価オプション（②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を使用しなければならない。</p>
ステップ3：証明書の有効期限を確認する	<p>アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れている場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。</p>
ステップ4：供給される製品が証明書記録にリストされ	<p>アクション 認証を受けたサプライヤーは、認証製品と非認証製品の両方を供</p>

²⁰⁸ <https://info.fsc.org/>

²⁰⁹ <https://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>

<p>ているか確認する</p>	<p>給することができるため、供給される製品が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 購入しようとしている製品がサプライヤーの認証の対象外である場合、記録に誤りがあるかどうかをサプライヤーに確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。</p>
<p>ステップ5:供給される製品が注文通りであることを確認する</p>	<p>アクション 上記ステップを完了しても、サプライヤーが認証された製品でないものを提供する可能性がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 請求書や納品書を確認し、認証番号が記載されていることを確認する。製品の説明には、製品が FSC または PEFC 認証を受けたものであることが記載されている必要がある。 製品の説明には、以下のような記載が含まれている場合がある。 FSC 100%, FSC Mix X%, FSC Mix Credit, FSC Controlled Wood X% PEFC 認証、PEFC 管理された供給源</p>

オーストラリア政府のインタビューで得た情報は次の通りである。現状では、木材合法性枠組はリスク評価のためのツールとして使用され、輸入者や加工事業者は他の情報も照会し評価する必要がある。例えば、違法な木材を扱っている認証された業者に関する NGO の報告があれば、輸入者／加工事業者はリスク評価の一環としてそれを考慮することが求められる。認証スキームを通じて木材の一貫した管理体制を証明できる FSC や PEFC を利用することで、輸入者は合法的に木材が調達されたことをさらに確実にすることができる。一般的に、紙などの非常に複雑なサプライチェーンを持つ製品を扱う輸入者にとっては、認証スキームを利用することで比較的簡単にリスク評価ができることが明らかになっている。さらに、サプライチェーン情報を提供するようにサプライヤーに強制する力がないかもしれない小規模事業者にとって特に重要になると考えている。このような認識から、木材合法性枠組のみなし遵守（認証材であれな合法材とみなす）の導入を検討したが、2018年1月にオーストラリア議会でこの措置は認められず実現しなかった。

②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

国別ガイドライン(Country Specific Guideline, CSG)は、オーストラリア政府が主要な貿易相手国と交渉した文書で、その国の木材伐採を規制する法的枠組と合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報を提供する（政府ウェブサイト）。違法伐採禁止規

則別表 2 に 8 か国が記載されており、その後も新たに公開され現在 10 か国²¹⁰の CSG が政府ウェブサイトに掲載されている。

輸入する製品が CSG10 か国で伐採された木材であれば、CSG を使ってリスクの特定と評価を行うことができる（違法伐採禁止規則第 12 条）。その方法は、政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²¹¹（表 7.8）。

表 7.8 国別ガイドライン(CSG)を使用したリスク特定、評価方法

<p>1) CSG が輸入する製品に適用できるか決定する</p>	<p>アクション 製品が CSG の対象かを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 CSG は下記の規制木材製品に使用することができる： 製品がすべてが CSG 国で伐採された材である場合 製品がオーストラリアに直接輸出された場合 第三国で加工されたり、第三国を経由して輸入されたりした製品に対しては使用することができない。 製品に複数の国から調達された木材が含まれている場合も CSG を使用することはできない。 製品が第三国経由で出荷され、開梱されていない場合は、CSG を使用することができる。 CSG が製品に適用できないことが判明した場合は、別のリスク評価方法（①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を選択する必要がある。</p> <p>質問: 情報と文書には伐採国が明確に示されているか？ 製品に含まれる木材は全て CSG 国で伐採されたか？ 収穫国は輸出国でもあるか？</p>
<p>2) CSG と収集した情報を比較する</p>	<p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を CSG に記載されているものと比較する。 CSG が入手していない他の文書を指定している場合は、これらの文書も入手する努力をするべきである。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが書類を提供できない場合、CSG が入手可能な書類の種類、発行機関、書類のコピーの入手方法についてのガイダンスを提供している場合がある。</p>

²¹⁰ カナダ、チリ、フィンランド、インドネシア、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、韓国（2020 年 11 月時点）

²¹¹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-csg-assessment.pdf>

	<p>CSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手が合理的に可能なものだけでよい²¹²。しかし、合理的なリスク評価を行うのに十分な情報が必要である。</p> <p>質問:</p> <p>CSG が推奨する、伐採の合法性を裏付ける情報を確認または文書を入手したか？</p> <p>製品について収集した情報は CSG の情報や文書と一致しているか？</p>
<p>3) リスク評価</p>	<p>アクション</p> <p>収集したすべての情報と書類を使って、輸入しようとしている製品に違法伐採された木材が含まれている可能性があるかどうかを判断する必要がある。</p> <p>結論を出す際には、製品が違法に伐採された木材を含んでいるかを示す他の情報も考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>CSG は、現地の汚職や不正行為、その国の林業法の有効性を考慮していない場合がある。これらの要因が製品にどのような影響を与えるかを検討する必要がある。</p> <p>CSG には林業法の最新動向が記載されていない場合がある。</p> <p>質問：</p> <p>収集した文書は真正なものであり、適切な政府機関等が作成したものであるか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書はないか？</p> <p>製品に含まれる木材は CSG の国で伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報ないか？</p>

²¹² 「(2) デューデリジェンス要件：情報収集」の定義を参照。

<p>4) リスク評価の結論</p>	<p>アクション</p> <p>上記のステップを完了すれば、製品に違法に伐採された木材が含まれている可能性があるかを判断できるようになるはずである。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化すれば、規制木材製品を輸入することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できない場合は、規制木材製品を輸入する前に、リスクを低減するための措置を取る必要がある。</p>
---------------------------	--

オーストラリア政府へのインタビューによれば、政府は主要な貿易パートナーと協力して、国別ガイドライン（CSG）の交渉と開発を続けている。オーストラリアに輸入される木材製品の量と金額の両方を考慮し、CSG 対象国を決定しており、これにより輸入木材製品の大部分が CSG を利用できるようになっている。また、オーストラリアを主要な輸出国としている国（ソロモン諸島など）も対象としている。

CSG は、オーストラリアの輸入者が違法伐採規則のデューデリジェンス要件を満たすことができるよう支援することを目的に、合法的に伐採された木材が外国の法域でどのようなものなのかを木材の伐採から輸出までの過程を示すことで明らかにするものであり、輸入者が利用できる文書の例も含まれている。

CSG は貿易相手国政府との協力のもとに開発される。通常、相手国政府との間で CSG の役割について最初に話し合いを行い、その後、草案作成、修正、最終決定というプロセスを経る。最終的には、書簡を通じて、当局の高官と相手国政府の機関が共同で署名する。これにより、文書が相手国政府の現在の法律とプロセスを正確に反映していることが保証される。

CSG の開発における主な課題は、相手国政府から提示される情報と、オーストラリアの輸入者にとって重要で関連性のある情報との間の適切なバランスを見つけることである。国によっては、伐採時に文書が発行されても、サプライチェーンを通じてバイヤーに渡されていないことがある。そのため、相手国政府と協力して、情報と文書のベストミックスを見つけることになるが、これが最も困難な作業である。

CSG の開発をできる限り迅速に進めるよう努めているが、長い時間がかかることが多い。CSG の完成は、オーストラリアの貿易相手国の利益、優先順位、リソースに依存しており、国によって異なる。比較的短い期間（8～12 ヶ月）で完成できた国もあれば、それ以上の期間を要した国もある。CSG を 3～5 年ごとに見直し、正確性を確保しているが、相手国政府の枠組みに大きな変更があった場合には、より短い期間で更新するために、相手国政府と協力を行ってきた。現在、10 か国の CSG 公表しているが、これに加えて、中国、ベトナム、フランス、ドイツ、タイとの交渉を行っている。

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならない（違法伐採禁止規則第 13 条）。違法伐採禁止規則に定められた事項をわかりやすく取りまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として

政府ウェブサイトで提供されている²¹³。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表 7.9）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.9 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

規定されたリスク要素（質問）	説明
1. 木材が伐採された地域に違法伐採が多いか？	<p>国や地域によっては、林業活動に対するガバナンスや執行に問題があったり、違法伐採の原因となる汚職に問題があったりする。違法伐採のリスクを判断する際には、これらの要因を考慮しなければならない。</p> <p>その木材が保護地域から伐採されたものや、サプライヤーがその木材がどこから来たのかを教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。</p>
2. 原木の種類はこの地域で違法伐採されることが多いか？	<p>木材の種類によっては、違法伐採される可能性が高いものもある。この質問に答えるためには、輸入しようとしている木材の種類と、どこで伐採されたかを知る必要がある。</p> <p>サプライヤーが木材の種類を教えてくれない場合、またはその木材が供給者の言う地域で生育していることを確認できない場合、またはその木材が「絶滅危惧種」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合は、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。</p>
3. 伐採地に武力紛争があるか、あるいは最近あったか？	<p>武力紛争は、当局が森林資源を管理し、合法的な木材伐採を確保することを困難にする可能性があるため、木材がどこで伐採されたのか、また伐採地域で武力紛争があるかどうかを確認する必要がある。</p>
4. 製品はどの程度複雑か？	<p>製品の生産に関わるサプライチェーンの複雑さを確認し、検討する。サプライチェーンが長く（複数の関係者が関与している）、複雑な複合製品（複数の木材や供給元が関与している）は、違法な木材が使用されているというリスクが高くなる。</p>

²¹³ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-risk-assessment.pdf>

	製品を構成する材とその出所を十分に理解していなければ、違法に伐採された木材が製品に含まれている可能性があるというリスクを考慮する必要がある。
5. 木材が違法伐採されたことを示す情報があるか？	これには以下が含まれる。 - 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、欠落した文書 - 違法伐採木材を扱うことで知られる業者 - 市場価格に比べ顕著な低価格 - 適切な税が価格に含まれていない - 現金のみの取引や適切な書類が添付されない低価格の製品 - 賄賂を要求される - 質問に対して理にかなった回答が受けられない

(4) デューデリジェンス要件：ステップ3 リスク低減

リスク評価の結論として、製品が低リスクではないという結論に至った場合は、製品を輸入する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第13条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。政府ウェブサイトは、リスク低減の方法は事業者次第で個々の状況に依存する、そしてどのような措置をとるにせよリスクを低減するための努力は、特定されたリスクに対して適切なものであるとし、リスク低減に必要な可能性のある措置として下記を挙げている²¹⁴。また、措置を通じて違法伐採された木材が含まれているリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した措置を示すために記録を残す必要がある。

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

(5) デューデリジェンス要件：ステップ4 記録

デューデリジェンスに関連する記録は製品の輸入日から5年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第16条）。これに違反した場合は100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第15条には、長官が輸入者に対し、デューデリジェンスシステムと製品輸入時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から28日以上先の遵

²¹⁴ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/duy-diligence#step-4--risk-mitigation>

守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

(6) 税関申告

デューデリジェンスプロセスの一環ではないが、製品輸入時の税関申告において、Community Protection Question (CPQ：地域保護のための質問)に回答する必要がある。その質問は「輸入者は 2012 年違法伐採禁止法及び関連規制のデューデリジェンス要件を遵守していますか？（製品が免除されているか、木材が含まれていない場合は、はいと答えてください。）」というものである。政府ウェブサイトによれば、これはデューデリジェンスの要件を満たしていることを表明するものであり、以下の場合ははいと回答する：

- デューデリジェンスを行い、製品に違法伐採された木材が含まれている可能性が低いと判断した場合
- 製品がデューデリジェンスを免除されている製品である場合
- 製品に木材や木材繊維が含まれていない場合（例：木材が含まれていない家具）

規制木材製品を輸入する際には、毎回この質問に答えなければならず、虚偽の申告や誤解を招くような申告は犯罪となる。

オーストラリア政府に、CPQ に「いいえ」と回答した場合について質問したところ、次の回答を得た。現行の違法伐採禁止法の規定では、CPQ への回答の仕方によって規制木材製品が国境で拘束されることはないため、「いいえ」と答えた輸入者であっても輸入することができる。しかし、「いいえ」と回答した場合は、その後、さらなる教育や啓発という形でその輸入者へのフォローアップを行うことになるだろう。さらに、このようなことが繰り返し行われている場合には、他のコンプライアンスにおいて取り締まることができるか検討することになる。CPQ は、不遵守をチェックするためではなく、輸入者にデューデリジェンスが求められていることを認識、理解させることを目的としている。これまで、340 万回以上の回答がなされているが、回答者の約 7 割がデューデリジェンス要件を満たしていると申請した。

2) 国産原木加工事業者に求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

加工者は、国産原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない、以下を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第 18 条）。これに違反した場合は 100 罰金単位（約 180 万円）の罰金が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、E メールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を加工するリスクを最小限に抑えるための手順

違法伐採された木材を加工する前に、どのように行動すべきかを判断するのに役立つため、デューデリジェンスシステムは、理解しやすく、わかりやすいものでなければならない（政府ウェブサイト）。デューデリジェンスシステムは、デューデリジェンス要件として、次の 4 ステップが含まれている必要がある。

- ステップ1 情報収集
- ステップ2 リスクの特定と評価
- ステップ3 リスク低減
- ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：情報収集

加工者は、原木の加工の輸入に先立って、その原木に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第 19 条)。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。収集する情報は最低限、下記の通りである。

- 伐採された樹木の一般名または学名を含む丸太の説明
- 原木を伐採した州または領土と森林収穫ユニット
- 加工している原木の量 (量、重量、本数)
- サプライヤーの詳細 (名前、住所、取引名、ABN/ACN を含む)
- 原木を購入するためにサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを示す資料や書類。

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。また、「合理的に可能な限り」という条件については、前章に示した通りである。

(3) デューデリジェンス要件：リスクの特定・評価

加工に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②州別ガイドライン(SSG)の使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており (違法伐採禁止規則第 20 条、第 21 条、第 22 条)、そのうち 1 つを選択する。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる (政府ウェブサイト)。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、輸入材と同様、森林管理協議会 (FSC) が管理する FSC 森林管理認証基準と FSC 生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム (PEFC) が管理する PEFC 持続可能な森林管理認証基準と PEFC 生産・流通・加工過程基準である (違法伐採禁止規則別表 2)。オーストラリアでは、PEFC 認証材とは、Responsible Wood Certification Scheme²¹⁵による認証を受けた材とみなすことができる (政府ウェブサイト)。加工する原木が FSC か PEFC 認証を受けている場合、この方法を使用することができる (違法伐採禁止規則第 20 条)。この方法を利用する場合は、以下の 2 つを行う必要がある (政府ウェブサイト)。

²¹⁵ <https://www.responsiblewood.org.au/>

- サプライヤーと加工する原木が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、違法伐採された原木であることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、違法伐採された原木であることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して加工を進めることができる。サプライヤーや木材が認証されていないことが判明した場合は、別のリスク評価方法を選択する必要がある。よくある間違いは、サプライヤーが認証されているから原木が認証されていると思い込んでしまうことである。認証を受けたサプライヤーは、認証されていない原木も扱うことができ、また、サプライヤーが自社の原木が認証されていると偽って主張している可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。FSC/PEFC 認証を受けている原木かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている（表 7.10）²¹⁶。

表 7.10 FSC/PEFC 認証原木の確認方法

<p>ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する</p>	<p>アクション</p> <p>認証を受けたサプライヤーは、証明書に記載された独自の FSC または PEFC の認証コードや番号を持っている必要がある。</p> <p>このコードまたは番号は、関連するスキームのウェブサイトで検索することで確認することができる：</p> <p>Forest Stewardship Council (FSC)²¹⁷</p> <p>Responsible Wood (PEFC)²¹⁸</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合）は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書の記録へのリンクを電子メールで送ってもらうように依頼する。または、スキームに連絡して、サプライヤーから提供された証明書コードについて問い合わせる</p>
<p>ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する</p>	<p>アクション</p> <p>証明書の詳細をオンラインで見つけた場合は、サプライヤーから提供された詳細と一致していることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>サプライヤーの詳細が証明書の内容と一致しない場合は、証明書の信憑性を確認する必要がある。</p> <p>サプライヤーが、原木が FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、認証書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、問題が</p>

²¹⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-fsc-pefc-assessment.pdf>

²¹⁷ <https://info.fsc.org/>

²¹⁸ <https://www.responsiblewood.org.au/search-database/>

	ある可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を得る必要がある。
ステップ3：証明書の有効期限を確認する	アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。
	共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れているように見える場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。
ステップ4：供給される原木が証明書記録にリストされているか確認する	アクション 認証されたサプライヤーは、認証された丸太と認証されていない丸太の両方を供給することができる。供給される丸太が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。
	共通の問題点と解決策 購入する丸太がサプライヤーの認証対象外の場合は、記録に間違いがないかどうかを業者に確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。
ステップ5：供給される原木が注文通りであることを確認する	アクション 上記の手順をすべて完了して購入しても、サプライヤーから認証原木を渡されていない可能性がある。
	共通の問題点と解決策 請求書と納品書を確認し、認証番号が引用されていることを確認する。商品説明は、FSC または PEFC 認証材としてリストされている原木のものと同じである必要がある。

②州別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

州別ガイドライン(State Specific Guideline, SSG)は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州で、作成されており（違法伐採禁止規則別表3）、原木の収穫地が該当する場合、使用することができる

（違法伐採禁止規則第21条）。SSGは連邦政府が各州政府と共同で開発したもので、各州での木材伐採を規制する法的枠組みと合法性を証明するために求めることができる関連文書に関する情報を提供しており、木材の輸送や加工の要件に関する有益な情報にもなりうる（政府ウェブサイト）。SSGは政府ウェブサイトに掲載されている²¹⁹。SSGを使用する際には、以下を行う必要

²¹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

がある。また、政府ウェブサイトでリスク特定、評価方法のテンプレートが提供されている²²⁰（表 7.11）。

- 原木が SSG の対象になっていることを確認する
- 情報収集で入手した文書と SSG に記載されている文書を比較する
- 加工する原木が違法に伐採された可能性を判断するために、収集したすべての情報と文書を使用する

表 7.11 州別ガイドラインを使用したリスク特定、評価方法

<p>ステップ 1：加工する原木に SSG を適用することができるか確認する</p>	<p>アクション 原木が SSG の対象となっていることを確認する。</p>
<p>ステップ 2：収集した情報と SSG を比較する</p>	<p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を SSG に記載されているものと比較する。 SSG に、入手していない他の書類が指定されている場合は、これらの書類も入手する。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが文書を提供できない場合、SSG は適切な文書をどこで入手できるかを判断するのに役立つ。 SSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手することが合理的に可能なものだけでよい。しかし、合理的なリスク評価を行うためには十分な情報が必要となる。</p> <p>質問： 情報を確認したり、SSG が推奨したりしている伐採の合法性を裏付ける文書を入手したか？ 収集した原木に関する情報は、SSG の情報や文書と一致しているか？</p>
<p>ステップ 3：リスク評価</p>	<p>アクション 収集したすべての情報と文書を使って、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断する必要がある。 結論を出すためには、原木が違法に伐採された可能性があることを示す他の情報を考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 SSG は林業法の最新動向を示していない場合がある。最新情報については、関係機関のウェブサイトを参照する必要がある。</p>

²²⁰ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-ssg-assessment.pdf>

	<p>質問：</p> <p>収集した文書は本物か、適切な政府機関やその他の機関が作成したものか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書がないか？</p> <p>その木材は伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はありましたか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報はあるか？</p>
ステップ4：リスク評価を結論付ける	<p>アクション</p> <p>上記の手順を完了すると、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断できるようになる。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、リスク評価を完了し、原木を加工することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できなかった場合は、より多くのデューデリジェンスを行う必要がある²²¹。</p>

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならない（違法伐採禁止規則第22条）。違法伐採禁止規則で定められた事項をわかりやすくまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として政府ウェブサイト上で提供されている²²²。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表7.12）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.12 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

リスク要素	リスク特定（低リスク・中リスク・高リスク）	理由（低リスク・中リスク・高リスクと判断した理由）
-------	-----------------------	---------------------------

²²¹ 「(4) リスク低減」を参照。

²²² <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processor-risk-assessment.pdf>

<p>1. その丸太の伐採地域では、違法伐採が多く発生しているか？</p> <p>この質問に答えるためには、丸太がどこから来たのかを知る必要がある。サプライヤーが教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。</p>		
<p>2. この地域では原木の樹種に対する違法伐採が多発しているか？</p> <p>違法伐採される可能性が高い原木の樹種がある。この質問に答えるには、加工する木材の樹種を知る必要がある。サプライヤーが原産地と言っている地域でその種が生育していない場合、またはその種が「危急」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合²²³、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。</p>		
<p>3. 原木が違法に伐採されたことを示す他の情報はありますか？</p> <p>これには以下が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、または欠落した文書 • サプライヤーが違法伐採木材を扱うことで知られている • 市場価格に比べ大幅な安売り • 適正な税金が価格に含まれていない • 現金のみの取引や書類なしの取引に対する割引 • 賄賂の支払いを求められる • 質問に対して合理的な答えを得ることができない 		
<p>リスクに関する最終的な結論（丸を付ける）:</p>	<p>低 中 高</p>	
<p>規定されたリスク要素を用いてリスクを評価し、原木が違法伐採されるリスクが低いと判断した場合、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化し、丸太を加工することができる。</p> <p>リスクを低リスクと評価できなかった場合は、丸太を加工する前にリスクを低減するための措置を取らなければならない²²⁴。</p>		

²²³ <http://www.iucnredlist.org/>

²²⁴ 次項「(4) リスク低減」を参照

(4) リスク低減

リスク評価の結論として、原木が違法伐採されたリスクが低くないという結論に至った場合は、原木を加工する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第 23 条）。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

低リスクではないという結論に達した場合は、原木を処理する前にリスクを低減するための合理的な措置を講じる必要がある（政府ウェブサイト）。どのようにリスクを低減するかは事業者次第で個々の状況に依存するが、下記のような調査が必要になるかもしれない：

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

いずれの措置をとるにしても、リスク低減の努力が適切であり、特定されたリスクに対して適切なものである必要がある。違法に伐採されるリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した低減措置の記録を保管しなければならない。リスクを低減できない場合は、原木を加工すべきではない。もし原木を加工して、後に違法伐採されていたことが判明した場合、重大な罰則に直面する可能性がある。

(5) 記録

デューデリジェンスに関連する記録は原木の加工日から 5 年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第 25 条）。これに違反した場合は 100 罰金単位（約 180 万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第 24 条には、長官が加工事業者に対し、デューデリジェンスシステムと原木加工時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から 28 日以上先の遵守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

7-6-1-2 違法伐採禁止法の政府の運用

7-6-1-2-1 違法伐採遵守計画

2012 年違法伐採禁止法の管轄官庁は、農業水環境省（Department of Agriculture, Water and the Environment）であり、国際森林政策部(International Forest Policy Section)が担当している。政府の運用方針は、Illegal Logging Compliance Plan（違法伐採遵守計画、2018 年発行）²²⁵に明記されている。この計画は、違法伐採禁止法及び違法伐採禁止規則に基づき輸入業者及び国内加工事業者の法の遵守（コンプライアンス）を管理するための政府のアプローチに対する業界の理解を促進することを目的とし、違法伐採を管理するための具体的な戦略的アプローチと、遵

²²⁵ Department of Agriculture and Water Resources (Australian Government) (2018) Illegal Logging Compliance Plan: our plan for managing compliance, Canberra.

(<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-compliance-plan.pdf>)